

## 【平成 22 年度】第 2 回図書館協議会の会議録

- 日 時：平成 22 年 5 月 17 日(月) 午後 2 時 00 ～ 3 時 55 分
- 場 所：図 書 館 三階保育室
- 出席委員 (敬称省略)：濱田 友助、浜口 貞美、伊藤 眞由美、渡辺みどり、  
( 9 名 野村 恵、小茂田 茂、樋口 美佐子、河永 光代  
望月 寛子  
欠席者：中山 潤 一、  
市 教育委員会側：山中副参事(事)生涯学習推進課長、石原主幹、鈴木補佐  
三宅館長、山本主査、  
協議会事務局：担当(高瀬)
- 議事録署名人：浜口 貞美、伊藤 眞由美
- 会 議 傍 聴 者：なし
- 議 題：指定管理者制度の導入について

### 【22 年度第 2 回鎌ヶ谷市図書館協議会】

#### <会議次第>

1. 開 会
2. 挨拶 (委員長・生涯学習推進課長)
3. 議 事  
指定管理者制度の導入について
  - ① 三者協議による検討方法の協議結果について
  - ② 前回会議の補足説明について
  - ③ 市の今後の進め方の方向性について
  - ④ (再開)指定管理者制度のメリット・デメリットについて
  - ⑤ ボランティア団体との連携の実施計画づくりについて
4. その他 (事務局連絡等)
  - ① 次回の会議日程など
  - ② 視察先について
5. 閉 会

1 開 会 定刻に開会

2、挨拶

○委員長(議長)

本日の会議は、前回(4 月 23 日)に引き続き「指定管理者制度の導入について」です。前回の会議で検討方法のご提案があり、5 月 6 日にお 2 人の副委員長と 3 役会議を行いました。詳細は、のちほど、議事の中でご報告します。

私は、公共図書館としての役割を担える図書館であるためには、財政や職員減少のなか

で、指定管理制度の導入を前提にして、課題を克服して、市にとっても、また市民にとっても、よりよい制度の導入となるように努めていけたらとの一念であります。それではただ今より、22年度、第1回目の会議を開催します。会議に先立ちまして、生涯学習推進課長よりご挨拶をお願いします。

## ○山中生涯学習推進課長

前回に引き続きご苦勞様です。前回の会議では、わかりづらい点があったものとお詫びします。前回のご指摘の点、また三役会議での論点整理を踏まえまして、お答えさせていただければと考えております。指定管理者制度の導入を前提としてどのようにデメリットを克服すれば、よりよい制度になるのか、多少時期が遅れようとも委員の皆様には十分説明し、また意見をお聞きして進めて参る所存ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### ——— 本日の会議成立の確認 ———

委員は、10名中9名の出席であり、過半数を超えておりますので、協議会運営規則第4条に基づき、本日の会議は成立いたしました。

### ——— 議事録署名人の選出 ———

本日の議事録署名人は、名簿順の最初に戻り、浜口委員と伊藤委員の2人を指名します。

### ——— 議 事 ———

本日の議題は、前回に引き続き、「指定管理者制度の導入について」です。まず、最初に、前回、三役に一任されましたご意見について、ご報告いたします。

ご指摘は「指定管理者問題について、協議会の中に小委員会なり、専門的に検討する部門をつくり検討してみたらどうか？」とのご提案でした。さる5月6日(木曜日)午後一時半から3時半まで、私と副委員長のお2人と、市から山中課長、石原主幹、そして図書館長さん方にお集まりいただき、約二時間にわたり様々な角度から、協議をいたしました。

- ①その結果は、一つとして、図書館協議会は、独立した協議・審議する機関ではなくて、あくまでも図書館法に根拠を持ち、図書館長の諮問にもとづいて、図書館の運営について意見を述べる諮問機関であること。
  - ②他市にも図書館協議会の中に小委員会を設置した前例がないこと。
  - ③さまざまな分野から選出された委員の中で、質疑検討していただくことが、図書館長が期待する目的であることがわかりました。
- 以上のことから、小委員会を設置することなく、現在の委員の中で、充分協議しながら、市の推進しようとしている指定管理者制度について、私たちなりに意見をまとめていくことになりました。

次に、これまでの審議経過を整理し、市の説明や資料について、もっとわかりやすく資料を作っていただくことが、私たちの理解を深めるために必要な事だとわかりました。

そこで詳しく説明をしてほしい旨を市へ申し入れました。三役会議の結果は以上です。

協議会委員は、図書館の専門家ではなく、通常の市民感覚での質問が多いものと承知致しております。よって市へは理解しやすい答弁や説明をお願いします。  
それでは、前回、委員から指摘のあった資料について補足説明を、まず市へ求めます。

### <市からの補足説明>

全国都道府県・市町村の指定管理者制度をめぐる動向(H21.7現)について説明する

①全国 47 都道府県のうち、回答は 45 県で導入県 2 県(2.1%)・不導入 26 県(55.3%)他は消極的県 17(36.3%)・未提出県 2 県(4.2%)

②全国の市町村の動向について

全国の市町村 1727 のうち、導入自治体 123(7.1%)・導入予定 50=導入 173(10.1%)  
導入しない 505+検討しない 549=1054(61.0%)  
図書館未設置町村=500

③千葉県内の指定管理者制度の導入の動向= 3 自治体(野田市・流山市・市川市)

ただし 3 市とも地域館へ指定管理者制度の導入程度。

### <図書館ボランティアとの行動計画>

①ご指摘のとおり、ボランティア団体との図書館活動全般についての行動計画、また実施計画は市では策定していない。

②今後、作成する方針を持ちましたが、素案を作成して、協議会に提示までに数ヶ月…秋くらいまでの時間を要する見込み。

③これは、庁内における行革本部、総合基本計画の実施計画とのすりあわせ作業、そして行動計画策定上の協働する関係部局との調整作業なりを通して、実際の計画上の人事、財政各部局との調整が必要となります。こうした作業をしながら、素案を作成したら、協議会の皆さんへご協議したい。

④よって、十一月頃まで時間を要する見込みですのでご了解をいただきたい。

### <市の説明の質疑応答>

**【質問】 全国の自治体(1724)の 7.1%、123 自治体しか指定管理者制度をしていない…とのことだが、図書館数の割合はわかりますか？**

(答弁) 1 自治体で数カ所の図書館を保有している状況ですが、全国の図書館数は把握しておりません。

**【質問】 千葉県内の図書館ではどうですか？**

(答弁) 千葉県内では 3 市ですが、どの市も地域館での導入であります。

**【質問】 指定管理者制度は、千葉県全体でも 3 市の地域館だけなのですか？**

(答弁) そのとおりです。

**【質問】 千葉県内の3市だけしか指定管理者を導入していないが、その導入理由は？**

3市の正式な導入理由は把握していません。野田市の場合は、関宿町と合併した後、関宿地区に指定管理者制度を導入して地区図書館を作り、流山市ではNPO団体の活用として、市川市では、財政や職員減少が要因として指定管理者を導入としたが、3市とも地域館のみ…とお聞きしております。

**【質問】 これまで、指定管理制度の導入に関して、確か四回協議した。そして理解した点は、①財源が厳しい事、②職員を減少してきた事、③市民サービスを低下させない事、④業務委託は市直営方式より市民サービスも向上し、費用も一年間に一千万…17年度からだ21年度までで五千万経費削減につながったとの事ですが、五点目として、さらに業者委託にとどまらず、指定管理者制度に移行させたい最大の理由はなんですか？**

(答弁) 現在の業務委託と指定管理者制度を比較致しますと、①業務委託ですと単年度ごとの契約となって参ります。毎年、入札や公募により受託業者が変わる事が想定されています。一方、指定管理者制度にしますと5年間は安定的に、雇用も業務も実施できるようになります。また後期基本計画でも、23年度から10年間で32億円財政不足が推定されており、図書館も例外なく経費削減に努めなければならない状況に至っております。こうした状況の中で、司書の採用はできないが、指定管理者制度の中で、司書の確保が可能となって参ります。複数年度の運営費を確保することで、安定した図書館運営が可能となって参ります。

**【質問】 業務委託で5年間とはできないのですか？**

(答弁) 地方自治法の中で、単年度を越えられる業務と、越えられない業務がありまして委託業務は継続契約はできない事とされています。

**(指定管理者制度の導入についての各委員の意見)**

**【意見】 指定管理者制度のデメリットはないのか？できましたらこの辺の事をもう少し詳しく知りたい。**

**【意見】 私もデメリットの件は知りたい。市が入札の際にどんな条件を示して公募が行われるのか関心事です。つまり雇用条件、予算をどうとらえて条件を提示するのが重要でして、公共図書館としての役割を指定管理業者が、安定的に役割を果たしていくためには従業員の雇用をどうしていくのかが、一番大きく関わっていく内容です。**

もう一つは、館長まで業者になる訳ですから、この市(生涯学習推進課)が業者との窓口になって、経営管理はどのようなものなのか？そして秋までに出される行動計画(たたき台案)が、ボランティア団体との関係や協議会、学校との関係の支援事業の問題であり、ひいては専門の司書、どのような図書館にしていくのかの問題だと思っています。特に公共図書館の将来像を描き、市のビジョンをしっかりと策定してやっていくことです。

**【意見】 私は、指定管理者制度導入は良いとは思いますが、その指定業者に100%すべてを任**

してしまうことは困る。監視・監督をしっかりと市が行い、市民からの苦情や相談を受けていただけるようしてもらいたい。

【意見】 私は、2つあり、一つはこの指定管理者制度導入は、平成17年度から業務委託して、コスト削減やサービスの向上が図れたという事をお聞きし、さらに制度を導入することにより、五年という期間が安定的に、雇用も、図書館運営も可能となるとしたら、私としては、指定管理者制度導入には賛成致します。しかし、この指定管理者制度は全国的にも、始まったばかりでして、この制度にかかる経費や人材面も考えて慎重に進めていってほしいものです。

もう一つは、公共図書館は、市民の知る権利を具現化した施設なのですが、私たちのような普通の市民が、こうした制度に図書館は変わってしまうことについて、一般市民はあまりよくわかっていないので、情報の公開をよくしてほしいと思います。

前回の時に、メリット・デメリットの説明があり、開館日や時間の延長などがありました。私の回りでは特に保護者もお子さんからも、開館時間延長や開館日増加の声は聞いていません。現状のままでよいのかなあと思います。しかし工夫は必要と思ってまして、借りた本の返却ボックスを知らない方もおり、こうした利用方法の周知を工夫してやっていただきたいと思いました。

【意見】 市のこれまでの話をお聞きしますと、指定管理者になると司書も確保されるし、雇用も安定し、運営も長期に維持できる…と市が一步も二歩も引き下がってしまうように聞こえています。前回の説明より今回の説明は、より指定管理者に任してしまうような感じに聞こえてきます。今回の説明はとても不安に感じます。さきほど11月まで行動計画は時間がかかるよ…と言われますが、11月になってから私たちの意見が組み込まれるのか、それとも、いまから意見を求めてくるのかよくわかりません。特に市の文章は抽象的で、質問しても、そのことは含まれています…と言われてしまいます。その辺、具体的に細かく書いてなく、漠然としていて不安になります。指定管理者を市から決めてしまってから、私たちに言われるより現在の状況を少しずつ公開していってほしいと思っています。

【意見】 私は業務委託になった頃から、関わっておりますが、民間委託になってよかった…という話はよくお聞きしますが、悪かったと言う話をお聞きしません。本当に悪くなったことはないのでしょうか？サービスも良くなった、時間も延長されたという話をお聞きしますが何かデメリットもありそうな感じがしています。鎌ヶ谷市も指定団体になって駄目だった場合には、業者委託なりに戻す事も視野に入れて、取り組んでいただきたい。民間委託について、知人に相談したら、民間の方がこうしたノウハウは持っているし、伝達経路が民間は一本だけど、行政は複雑伝達の経路なので民間の方が効率がよいと言われました。

それと市のビジョン…をはっきりと伺っていないように思います。それをきちんと打ち出してから、指定管理者なりやっていた方がいいと思います。

【意見】 私は、指定管理者制度は良い制度ではないのかなあ…とっております。その上で以前より課題となっている図書館ボランティア、学校図書館との関係をどうやっていくのかと言うことを、民間と接点となる業者などを考えていかないといけないと思います。指定管理者も、市立体育館では指定管理業者が会社更生法の適応を受けるなど、制度導入

にはくれぐれも業者選定・審査には注意していく必要があると思います。もし、指定管理者が会社更生法の適応を受けた場合、果たして図書館の運営はどうになってしまうのか、心配な点があります。

【意見】 私は、理念やビジョンや実施計画に相当なウエイトがかかっているものと思っています。2005年あたりから、学校に民間の経営者が入ってきたりして、世間では構造改革、規制緩和などと叫ばれ、様々な分野で変わってきたなあ…と感じています。図書館も指定管理者制度という形で今後も変わっていくのか、変わっていく事に慣れていかなければならないのか…と感じています。

【意見】 指定管理者制度を導入するとしても、行動計画でしっかりと図書館ボランティアの方々との共存には、このように考えているんだと言うことを言っていただければ良いのかと思っております。

【課長】 行動計画の対象者は、図書館ボランティアの方々と認識していただいてよろしいと思います。市は、協議会の委員の皆さんは、図書館利用者、市民の代表者という認識でとらえておりますので、皆さん方が市民の代表ととらえています。

【議長】 市の方からの一方通行の方針でなく、私たちの意見もお聞きする事と、聞いておりますのでご安心ください。それでは、行動計画についてはこの秋に、私たちに示されると言うことで、本日の会議は閉させていただきます。

【質問】 ちょっと確認なんですが、この会議は協議会であって、審議会ではないですよね。ですから、皆さんで話し合っただけで決まってしまう会議ですよね。どれだけ市として私たちの意見を聞いてくれるのかという事ですよね。それ以上は言いません(笑)

————— その他(日程等の調整の件について) —————

(議長) それでは、その他の調整事項にうつります。事務局よりお願いします。

(事務局) 本日の会議をお聞きしますと、行動計画も11月頃になるということですので日程も今の段階では未定となるしかありません。  
例年それでは、10月に委員の視察を予定してございまして、この視察先についてご協議していただきたい。

(議長) どなたか視察先についてご意見はございますか？

(意見) 鎌ヶ谷市と同様な規模のところ、指定管理者制度を導入しているところでお話が聞けたら思っております。

(事務局) 事務局では現在は、視察先は絞ってはおりません。鎌ヶ谷市が指定管理者制度を

行った場合、これは本館と分館全部では、千葉県でも初めてのケースとなります。都内ですと指定管理者制度もかなり進んでいる状況です。鎌ヶ谷市と身の丈にあった程度の図書館を探しまして、三役の方々にご報告致し、決めていくことでお願いできないかと思えます。

(議 長) ただいま、事務局より三役で…との案が示されましたが、そのようにしてよろしいでしょうか？

(委 員) 全員了承！

(議 長) ではそのようにいたします。次に日程ですが、去年は10月23日だったのですが、今年はどうでしょうか？

(委 員) 土日の都合はどうですか？

(館 長) どの図書館でも、土日は利用者で大変混み合い、その対応で忙しいので、研修や視察は避けることが多いので、平日にお願いしたい。

(委 員) わかりました。(了承)

(議 長) それでは、視察先は後ほど決めることとして、10月22日(金)で予定させていただいてよろしいですか？

(委 員) 全員了承

【議 長】 それでは本日の会議は、以上をもちまして終了させていただきます。皆さんご苦労様でした。

————— 閉 会 —————

その他(前回の発言者)より、4/23日の会議での発言について、「司書教諭」の言葉が漏れている指摘があり、訂正する事で了承された。

以上、会議内容に関する記載に相違ないことを認めます。

平成22年6月15日

氏 名 浜 口 貞 美

氏 名 伊 藤 眞由美